

第2部 大規模事故の対応

- ・東京は、その地域特性から、自然現象である風水害、地震等とは異なる各種の大規模な事故発生も予想され、相当程度の被害も考えられる。
- ・なかでも、鉄道等の大量輸送機関やガス等の危険物施設等で事故が発生した場合は、当該者はもちろん、付近の人々を巻き添えにした、多数の人命にかかわる被害が発生する恐れがある。
- ・これらの安全対策については、関係法令により規制、取り締まり、指導が進められているが、より万全な安全対策が必要である。
- ・第2部では、船舶、航空機、鉄道、道路・橋りょう・トンネル、ガス施設やC B R N E災害について、予防対策と事故時の応急対策について明らかにするものとする。

第1章 船舶事故

第1節 予防対策

各機関	内 容
都建設局	監視艇により河川区域内の河川管理施設及び水域利用の状況並びに航行安全の確保及び海洋汚染防止等の監視を実施している。

第2節 応急対策

- ・区は関係機関と連携し、区民等に対して災害情報の周知を図るとともに、必要な措置を講じる。

各機関	内 容
都建設局	大規模な船舶事故が発生した場合には、事故状況等の情報収集を行い、関係機関と緊密な連携を図り、応急対策に協力する。

第2章 航空機事故

第1節 予防対策

各機関	内 容
都港湾局	各都営空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。
東京空港事務所	空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。

第2節 応急対策

- ・区は関係機関と連携し、区民等に対して災害情報の周知を図るとともに、必要な措置を講じる。

各機関	内 容
東京消防庁	(東京国際航空外(市街地等)の事故の場合) 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

各機関	内 容
都及び防災関係機関	米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により防災関係機関は活動を行う。 事故時の応急措置 (1) 緊急連絡通報 航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。 ア 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等) イ 事故発生の日時、場所 ウ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 エ その他必要事項 (2) 現地連絡所等の設置 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

第3章 鉄道事故の対応

第1節 予防対策

各機関	内 容
都交通局	鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。 (1) 保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、脱線防止ガード等の保安装置を点検整備して、列車運転の安全を期する。 (2) 設備及び規程等の整備 保安設備その他の設備に対して検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保を図る。
J R 東日本 J R 貨物	事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 (1) 車両や線路等の検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。 (2) 橋りょうや停車場、建物等も保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。 (3) 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火整備等の保安設備の整備及び改良を推進する。

各機関	内 容
京成電鉄	鉄道事業設備投資計画に基づき、踏切道の立体化工事、施設の新設・改良を推進し、交通施設の保安度の向上に努め、人命の保護と輸送の安全を図る。 (1) 列車運行管理システム（T T C） 運輸指令室に運行表示盤を設け、列車又は車両の運行を把握するとともに、連動装置を設備した駅の列車又は車両の進路をあらかじめ入力した計画ダイヤにより制御する。 (2) 列車無線装置 運輸指令と列車乗務員間で運転業務に関する通報を行うとき、又は非常発報を行う時に使用する。 ア 全列車の一斉通報・・・運輸指令室から列車乗務員へ イ 特定列車との通話・・・運輸指令室と列車乗務員間 ウ 発報信号 乗務員が、事故その他の事由により列車が隣接路線を支障したとき、また事故発生のとき直ちに非常発報ボタンを押し、前後1 km 範囲を走行中の他の列車に緊急停止を通報する。 (3) 自動列車停止装置（A T S） 列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速又は停止させ安全確保を図る。 (4) 踏切保安装置 踏切道に踏切警報機・自動遮断機を設置するとともに、支障報知装置、自動障害物検知装置を設置し、踏切内の異常を乗務員に知らせ踏切事故防止を図る。 (5) 建造物及び工作物 検査については、検査心得に基づき、項目別に年1回実施し、その結果をもとに、必要な補修、改良等を実施する。
東京地下鉄	列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、次の対策を実施する。 (1) 保安対策 運行管理システム、電力管理システム、車両情報管理システム、施設管理情報システム、自動列車制御装置、自動列車運転装置、信号装置、連動装置、転てつ装置、列車無線装置、列車防護装置、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全・安定輸送を図る。 (2) 設備及び規程等の整備 保安設備及びその他の設備に対し検査及び整備等を行い、機能の保持に努めるとともに、省令の改正に併せ、運転取扱いに関する規程、整備実施基準等の整備を行い、定期的な教育を実施し安全の確保を図る。

各機関	内 容
首都圏新都市 鉄道	旅客の安全及び輸送の確保を図るため、以下の安全対策を施している。 (1) 踏切のない完全立体交差化 (2) 可動式ホーム柵の全駅設置 (3) 自動列車制御装置（ＡＴＣ）の採用 (4) 自動列車運転装置（ＡＴＯ）の採用 (4) 早期地震警報システムの採用

第２節 応急対策

・区は各鉄道事業者と連携し、区民等に対して災害情報の周知を図るとともに、必要な措置を講じる。

各機関	内 容
都総務局	鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。
都交通局	地下高速電車の事故及び災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。 事故対策本部の活動方針 事故が発生した場合、又は発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保をはかるため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取扱いにより輸送の早期回復及び被害の拡大防止に努める。
J R 東日本 J R 貨物	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施する等、常に復旧体制がとれるよう整備しておく。 (1) 応急処置方法 (2) 情報の伝達方法 (3) 事故復旧対策本部の設置方法 (4) 非常招集の方法 (5) 救援列車の配備、復旧用具の整備及び方法

各機関	内 容
京成電鉄	非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に努め、輸送の確保を図る。各職場においては、平時から事故発生時の旅客及び列車運転の取り扱い方について、関係者に周知徹底させるとともに、行政機関、諸団体との協力計画を推進する。 (1) 事故時の活動組織 大規模な事故が発生した場合、被害の軽減、早期の復旧及び救護を図るため、非常災害対策規程に基づき本社に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。 また、各部は対策本部が設置された場合、事故及び災害対策内規により、各担当任務にあたる。 (2) 事故時の応急態勢 大規模な事故が発生した場合は、直ちに非常災害対策規則に並びに事故及び非常対策内規に基づき、状況に応じて通信連絡、異常時運転態勢、救急救護、広報、被害状況の把握及び防災関係機関への応援要請並びに迅速な復旧態勢をとる。
東京地下鉄	(1) 事故・災害等対策規程に基づき非常態勢を発令し、本社社屋内に対策本部を設置する。 (2) 事故が発生した場合、事故発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 ア 旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 イ 旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。 ウ 被災者の救出、応急救護及び負傷者の搬送に努めるとともに、119 番通報し消防隊、救急隊の出動を要請及びその活動に協力する。 エ 現地対策本部は、救援隊を章成して旅客の救出及び応急救護並びに救急隊の出動要請及び活動に協力する。 オ 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話等を活用する。 カ 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に公表する。 キ 対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。 ク 対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出動を要請する。 ケ 復旧工事に係る現業長は、緊急自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動体制を確立しておく。
首都圏新都市鉄道	事故・災害対策規程に基づき非常体制を発令し、本社内に対策本部を設置する。 事故が発生し、非常体制が発令された場合は、事故発生場所に現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一として行動する。

第4章 道路・橋りょう災害の対応

第1節 予防対策

各機関	内 容
関東地方整備局	関東地方整備局が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施 (2) 応急・復旧措置訓練 (3) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善
都建設局	都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 (2) 事故多発箇所の施設改善 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。
警視庁	事故多発箇所における表示板等の設置 交通安全指導の徹底
区	所管する道路について、安全点検や補修、改修を行う等、平時から道路の安全確保に努める。

第2節 応急対策

・区は所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。

・また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導等を行う。

各機関	内 容
関東地方整備局	関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 (1) 関係機関への連絡 (2) 応急措置・復旧体制の確保 (3) 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
都保健医療局	事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や東京DMA T隊の追加支援要請に対応する。
都建設局	都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。

各機関	内 容
	(1) 関係機関への連絡、調整 (2) 応急措置の実施 (3) 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁	事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第5章 CBRNE災害の対応

第1節 予防対策

- ・ CBRNE災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- ・ 都では、これまで、化学防護部隊(警視庁)及びNBCテロ捜査隊(警視庁)の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊(東京消防庁)を配備してきた。
- ・ 都保健医療局ではCBRNE災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- ・ 都総務局では防災関係機関と連絡を密にするとともに、都保健医療局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置する等初動連絡体制を確保する。
- ・ 区においても都と連携し、初動連絡体制の確保に努める。

各機関	内 容
警視庁	平時から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図っている。
都保健医療局	東京都災害拠点病院に対し、CBRNE災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援している。
自衛隊	状況により、所要の部隊(機能)をもって支援を実施する。

第2節 応急対策

- ・ CBRNE災害等の被害を最小限に留めるため、第9章 CBRNE災害の予防対策で定めた計画に基づき、防災関係機関が連携して応急対策を行う。
- ・ なお、区においては防災関係機関と情報連絡を密に行うとともに、区保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第6章 ガス施設の対応

第1節 予防対策

各機関	内 容
東京ガスグループ	(1) ガスホルダー ア 施設は、ガス事業法等に基づき設計施工している。 イ 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し、二次災害の防止に努めている。 ウ 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。 (2) ガス導管 ア ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠し、設計施工している。 イ ガス導管は、緊急遮断のため又は供給上の必要により、遮断弁を設置している。 ウ ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防、警察、関係機関への連絡体制を整えている。

第2節 応急対策

・区は事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。

・また、事故状況に応じ、現地調整所の設置し、事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導等を行う。

各機関	内 容
東京ガスグループ	(1) 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者として、直ちにガスライト 24 並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要な事項とする。 (2) 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 (3) 事故時の応急措置 ア 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じ、次の措置をとる。 (ア) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切

各機関	内 容
	な措置をとる。 (イ) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (ウ) 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を停止する。 (エ) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (オ) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 イ 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 ウ 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東京消防庁	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
警視庁	ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 区長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 避難区域内への車両の交通規制を行う。 避難路の確保及び避難誘導を行う。

※区は、被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編に準ずる。